

子ども・子育て会議	
資料 No. 1	参考資料①

木津川市審議会等の会議公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における審議会等の会議を公開することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の定義)

第2条 この訓令において、「審議会等」とは、木津川市審議会等の委員の公募に関する規程（平成23年木津川市訓令第4号）第2条第1号に規定する審議会等をいう。

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該審議会等の法令若しくは条例等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号。以下「条例」という。）第5条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴を希望する者は、この訓令の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条第1項に定める基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 審議会等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等の長は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の場合にあつてはその理由
- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項に規定する公表は、審議会等の会議の開催事項を所管課等での閲覧に供するとともに、市のホームページを活用することにより行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の一般席の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 一般席の傍聴の受付は、会議当日の先着順とし、会議開始時に定員を超える場合は、抽選により決定する。

(会議の秩序維持)

第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴人に、次の事項を遵守させるとともに、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 審議会等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させるものとする。

(会議資料の閲覧)

第8条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第9条 審議会等の長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを当該審議会等の所管課に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに市のホームページに掲載するものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、条例第5条各号に規定する情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録又はその概要を公開するように努めるものとする。

3 会議録又はその概要は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について市民等が理解できるように努めるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の場合にあってはその理由
- (8) 傍聴人の数
- (9) 会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他

(運用状況の報告及び公表)

第10条 当該審議会等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに市長公室長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
 - (2) 公開された会議の議題及び回数
 - (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
 - (4) 非公開された会議の議題及び回数
 - (5) 各回の傍聴人の数
- 2 市長公室長は、毎年1回審議会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを市のホームページを活用し、速やかに公表するものとするものとする。

(補則)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。